## 「上三川町生活排水処理構想」 素案に関するパブリックコメント

町では、生活排水処理施設の普及を目的として、平成27年度に策定した「上三川町生活排水処理構想」に ついて、持続的な汚水処理システム構築に向け見直しをまとめましたので、これを公表し町民の皆様からの ご意見を広く募集します。

寄せられたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を公表します。 なお、個々のご意見等に対しては直接回答はしませんので、あらかじめご了承願います。

- ▶公表する資料名=「上三川町生活排水処理構想 |素案
- ▶資料の閲覧期間=2月10日(金)~3月10日(金)
- ▶資料の閲覧方法=町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、上下水道課窓口、中央公民館窓口に てご覧になれます。
- ▶意見等の提出期間=2月10日(金)~3月10日(金)午後5時15分《必着》
- ▶意見等を提供できる方=町内に居住・通勤・通学する方、町に納税義務を有する方、本案件に利害関係を 有する個人または法人
- ▶意見等の提出方法=意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓□や町ホームページによる掲載にてお 知らせします。なお、ご意見等は、□頭、電話では受け付けできません。

▶問い合わせ先=上下水道課 下水道工務係 ☎ 669144

#### 「上三川町公共下水道総合地震対策基本計画」素案に関するパブリックコメント

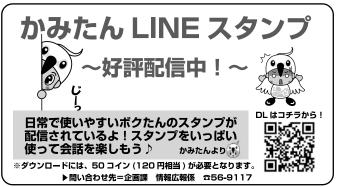
町では、下水道の地震に対する安全度を高め、安心した都市活動が継続されるよう「上三川町公共下水道 総合地震対策基本計画の策定を進めています。

このたび素案がまとまりましたので、これを公表し町民の皆様からのご意見を広く募集します。 寄せられたご意見等は、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する町の考え方を公表します。 なお、個々のご意見等に対しては直接回答はしませんので、あらかじめご了承願います。

- ▶公表する資料名=「上三川町公共下水道総合地震対策基本計画」素案
- ▶資料の閲覧期間=2月10日(金)~3月10日(金)
- ▶資料の閲覧方法=町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、上下水道課窓口、中央公民館窓口に てご覧になれます。
- ▶意見等の提出期間=2月10日(金)~3月10日(金)午後5時15分《必着》
- ▶意見等を提供できる方=町内に居住・通勤・通学する方、町に納税義務を有する方、本案件に利害関係を 有する個人または法人
- ▶意見等の提出方法=意見等提出にかかる詳細については、閲覧窓□や町ホームページによる掲載にてお 知らせします。なお、ご意見等は、口頭、電話では受け付けできません。

▶問い合わせ先=上下水道課 下水道工務係 **2** 56 9 1 4 4





## 選挙投票日における投票時間の繰上げ

町選挙管理委員会では、次期選挙(令和5年4月執行予定の栃木県議会議員選挙)から、投票日当日 の投票終了時刻を、町内全ての投票所において午後8時から午後7時に1時間繰り上げることを決定し ました。

期日前投票の投票時間は、これまでどおり役場庁舎において午前8時30分から午後8時までとなり ますので、投票日当日に投票できない方はぜひ期日前投票を利用して、あなたの貴重な一票を投じてく ださい。有権者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

#### 【実施理由・効果】

- 1 期日前投票制度の定着・当日投票者の減少
  - ・期日前投票制度の利用が全国的にも定着し、本町においても全投票者の約3割が期日前投票 制度を利用する状況となり、当日投票者の占める割合は減少傾向となっていること。
  - ・午後7時から8時までの投票率及び投票者数についても減少傾向にあり、午後7時までに繰り 上げても選挙人に支障を来さないと考えられること。
- 2 選挙結果の周知の迅速化
  - ・投票時間を1時間繰上げることにより、開票の開始時刻も1時間繰上げとなるため、選挙結果を 迅速にお知らせすることができると考えられること。
- 3 投票立会人等の負担軽減
  - ・投票立会人、開票立会人、事務従事者等の負担軽減及び経費の節減等を図ることができること。
    - ▶問い合わせ先=上三川町選挙管理委員会(総務課総務人事係内) **25** 56 9 1 1 6

# 納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です!

令和4年1月から令和4年12月中に納めた国民年金の保険料は、所得税及び町県民税の申告で社会 保険料控除の対象となります。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(大学牛のお子さんなど)の保険料を支払った場 合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

日本年金機構から次のとおり『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が送付されますので、申告 の際にご使用ください。

対象者	発送日
令和4年1月1日~令和4年9月30日に 納付された方	令和4年10月26日~11月上旬にかけて 順次発送
令和4年10月1日~令和4年12月31日に 納付された方	令和5年2月上旬に発送

紛失等により再発行が必要な場合には、下記のねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所へお問い 合わせください。

- ○ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004
  - 050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03(6630)2525をご利用ください。
- ○宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎ 56 9 1 3 4